

宇陀市地域防災計画修正案新旧対照表 【本 編】（令和 7 年 2 月 25 日防災会議）

改定前	頁	改定後												
第2章 災害予防計画 第8節 避難行動計画 第1 (略) 第2 避難計画の作成 1 市の避難計画 本文 (略) (1) 高齢者等避難、避難指示等に関する基準及び伝達方法 風水害による避難指示等について、高齢者等避難（避難行動要支援者避難）、避難指示、緊急安全確保の3種類とし、時間的余裕のある避難体制を確保する。特に、避難行動要支援者の避難及び避難支援については、高齢者等避難の積極的な活用を図る。また、避難指示等の情報については、雨量、水位等客観的な情報を指標とした「<u>避難勧告</u>等判断・伝達マニュアル」を活用し、迅速・適切な情報伝達を確保する。	47	第2章 災害予防計画 第8節 避難行動計画 第1 (略) 第2 避難計画の作成 1 市の避難計画 本文 (略) (1) 高齢者等避難、避難指示等に関する基準及び伝達方法 風水害による避難指示等について、高齢者等避難（避難行動要支援者避難）、避難指示、緊急安全確保の3種類とし、時間的余裕のある避難体制を確保する。特に、避難行動要支援者の避難及び避難支援については、高齢者等避難の積極的な活用を図る。また、避難指示等の情報については、雨量、水位等客観的な情報を指標とした「<u>避難指示</u>等判断・伝達マニュアル」を活用し、迅速・適切な情報伝達を確保する。												
第2章 災害予防計画 第8節 避難行動計画 第3～第5 (略) 第6 避難基準の整備 1～3 (略) 4 避難対象区域住民に対する災害危険性の周知 本文 (略) <table><tr><td>災害の種別</td><td>避難対象区域</td></tr><tr><td>水 害</td><td> ・河川（宇陀川、芳野川） ・過去に浸水被害の発生した区域 </td></tr><tr><td>土砂災害</td><td> ・土砂災害警戒区域（特別警戒区域） </td></tr></table>	災害の種別	避難対象区域	水 害	・河川（宇陀川、芳野川） ・過去に浸水被害の発生した区域	土砂災害	・土砂災害警戒区域（特別警戒区域）	52	第2章 災害予防計画 第8節 避難行動計画 第3～第5 (略) 第6 避難基準の整備 1～3 (略) 4 避難対象区域住民に対する災害危険性の周知 本文 (略) <table><tr><td>災害の種別</td><td>避難対象区域</td></tr><tr><td>水 害</td><td> ・河川（宇陀川、芳野川） ・<u>その他中小河川（中小河川）の浸水想定区域</u> ・過去に浸水被害の発生した区域 </td></tr><tr><td>土砂災害</td><td> ・土砂災害警戒区域（特別警戒区域） </td></tr></table>	災害の種別	避難対象区域	水 害	・河川（宇陀川、芳野川） ・<u>その他中小河川（中小河川）の浸水想定区域</u> ・過去に浸水被害の発生した区域	土砂災害	・土砂災害警戒区域（特別警戒区域）
災害の種別	避難対象区域													
水 害	・河川（宇陀川、芳野川） ・過去に浸水被害の発生した区域													
土砂災害	・土砂災害警戒区域（特別警戒区域）													
災害の種別	避難対象区域													
水 害	・河川（宇陀川、芳野川） ・<u>その他中小河川（中小河川）の浸水想定区域</u> ・過去に浸水被害の発生した区域													
土砂災害	・土砂災害警戒区域（特別警戒区域）													

宇陀市地域防災計画修正案新旧対照表 【本 編】（令和 7 年 2 月 25 日防災会議）

改定前		頁	改定後							
	・土石流、急傾斜地崩壊等のおそれがある <u>土砂災害危険区域</u>			・土石流、急傾斜地崩壊等のおそれがある <u>区域</u>						
第 2 章 災害予防計画 第 8 節 避難行動計画 第 6 避難基準の整備 5 水害に関する避難指示等の基準 本文 (略) (1) (略)		52	第 2 章 災害予防計画 第 8 節 避難行動計画 第 6 避難基準の整備 5 水害に関する避難指示等の基準 本文 (略) (1) (略) (2) <u>その他河川（中小河川）における避難基準</u> <u>中小河川については、水位計が一部しか設置されておらず、避難情報の発令の基準となる水位が設定されていないため、消防団からの現地情報や住民からの被害情報等により総合的に判断する必要がある。洪水浸水深水想定区域が示された中小河川への避難情報は以下のとおり発令する。</u> <u>※令和 5 年 5 月 3 0 日（奈良県告示第 6 6 号）にて宇陀市に係る中小河川（4 5 河川）が指定。</u> <table><tr><th><u>区 分</u></th><th><u>基 準</u></th></tr><tr><td><u>高齢者等避難</u> <u>【警戒レベル 3】</u></td><td><u>洪水キキクル（洪水警報の危険分布）で「赤」が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合。</u></td></tr><tr><td><u>避難指示</u> <u>【警戒レベル 4】</u></td><td><u>次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令することが考えられる。</u> <u>（1）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「紫」が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれ</u></td></tr></table>		<u>区 分</u>	<u>基 準</u>	<u>高齢者等避難</u> <u>【警戒レベル 3】</u>	<u>洪水キキクル（洪水警報の危険分布）で「赤」が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合。</u>	<u>避難指示</u> <u>【警戒レベル 4】</u>	<u>次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令することが考えられる。</u> <u>（1）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「紫」が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれ</u>
<u>区 分</u>	<u>基 準</u>									
<u>高齢者等避難</u> <u>【警戒レベル 3】</u>	<u>洪水キキクル（洪水警報の危険分布）で「赤」が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合。</u>									
<u>避難指示</u> <u>【警戒レベル 4】</u>	<u>次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令することが考えられる。</u> <u>（1）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「紫」が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれ</u>									

宇陀市地域防災計画修正案新旧対照表 【本 編】（令和 7 年 2 月 25 日防災会議）

改定前	頁	改定後
		る場合。 （２）浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合。 緊急安全確保【レベル５】 次のいずれかに該当する場合に緊急安全確保を発令することが考えられる。 （１）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合。 （２）浸透・侵食による堤防の異常な変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合。 （３）その他氾濫の発生が確認された場合。 下流の洪水予報河川・水位周知河川の区間に避難情報が発令される等、当該中小河川の危険度が高まった場合。 上記の他、降雨や河川の状況により、この基準によらず発令をする場合がある。 ※資料編 7-1 宇陀川・芳野川、その他河川（中小河川）等浸水想定区域図（（４）その他河川（中小河川）想定区域図）参照。
第 2 章 災害予防計画 第 8 節 避難行動計画 第 6 避難基準の整備 6 土砂災害に関する避難指示等の基準 （１）避難指示等の対象地区 土砂災害に関する避難指示等の対象地区は、以下の<u>土砂災害危</u>	53	第 2 章 災害予防計画 第 8 節 避難行動計画 第 6 避難基準の整備 6 土砂災害に関する避難指示等の基準 （１）避難指示等の対象地区 土砂災害に関する避難指示等の対象地区は、以下の<u>土砂災害警</u>

宇陀市地域防災計画修正案新旧対照表 【本 編】（令和 7 年 2 月 25 日防災会議）

改定前	頁	改定後																								
<u>危険地区</u>の存する区域とし、当該<u>土砂災害危険地区</u>を含む自治会等（避難単位）に対して避難指示等を発令する。 表 避難指示等の対象地区 <table> <tr> <th>区 分</th><th>対象地区</th><th>避難単位</th></tr> <tr> <td><u>土石流危険地区</u></td><td>土砂災害警戒区域（土石流）</td><td><u>危険地区</u>を含む自治会等</td></tr> <tr> <td><u>急傾斜地危険地区等</u></td><td>土砂災害警戒区域（急傾斜地）</td><td><u>危険地区</u>を含む自治会等</td></tr> <tr> <td><u>地すべり危険地区</u></td><td>土砂災害警戒区域（地すべり） 地すべり防止区域</td><td><u>危険地区</u>を含む自治会等</td></tr> </table>	区 分	対象地区	避難単位	<u>土石流危険地区</u>	土砂災害警戒区域（土石流）	<u>危険地区</u> を含む自治会等	<u>急傾斜地危険地区等</u>	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	<u>危険地区</u> を含む自治会等	<u>地すべり危険地区</u>	土砂災害警戒区域（地すべり） 地すべり防止区域	<u>危険地区</u> を含む自治会等		<u>警戒区域等</u>の存する区域とし、当該<u>土砂災害警戒区域等</u>を含む自治会等（避難単位）に対して避難指示等を発令する。 表 避難指示等の対象地区 <table> <tr> <th>_____</th><th>対象地区</th><th>避難単位</th></tr> <tr> <td>_____</td><td>土砂災害警戒区域（土石流）</td><td><u>警戒区域</u>を含む自治会等</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>土砂災害警戒区域（急傾斜地）</td><td><u>警戒区域</u>を含む自治会等</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>土砂災害警戒区域（地すべり） 地すべり防止区域</td><td><u>警戒区域等</u>を含む自治会等</td></tr> </table>	_____	対象地区	避難単位	_____	土砂災害警戒区域（土石流）	<u>警戒区域</u> を含む自治会等	_____	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	<u>警戒区域</u> を含む自治会等	_____	土砂災害警戒区域（地すべり） 地すべり防止区域	<u>警戒区域等</u> を含む自治会等
区 分	対象地区	避難単位																								
<u>土石流危険地区</u>	土砂災害警戒区域（土石流）	<u>危険地区</u> を含む自治会等																								
<u>急傾斜地危険地区等</u>	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	<u>危険地区</u> を含む自治会等																								
<u>地すべり危険地区</u>	土砂災害警戒区域（地すべり） 地すべり防止区域	<u>危険地区</u> を含む自治会等																								
_____	対象地区	避難単位																								
_____	土砂災害警戒区域（土石流）	<u>警戒区域</u> を含む自治会等																								
_____	土砂災害警戒区域（急傾斜地）	<u>警戒区域</u> を含む自治会等																								
_____	土砂災害警戒区域（地すべり） 地すべり防止区域	<u>警戒区域等</u> を含む自治会等																								
第 2 章 災害予防計画 第 1 8 節 水害予防計画 第 1 洪水浸水想定区域における避難確保措置等 1 ～ 4 （略） 5 事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成 （1）要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等 本文 （略） ※資料編 7－1 <u>宇陀川・芳野川浸水想定区域図参照</u> ※資料編 7－2 水防区域参照 ※資料編 7－3 市内河川一覧（一級河川）参照 ※ 7－1 3 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設参照	81	第 2 章 災害予防計画 第 1 8 節 水害予防計画 第 1 洪水浸水想定区域における避難確保措置等 1 ～ 4 （略） 5 事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成 （1）要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等 本文 （略） ※資料編 7－1 宇陀川・芳野川、<u>その他河川（中小河川）</u>浸水想定区域図参照 ※資料編 7－2 水防区域参照 ※資料編 7－3 市内河川一覧（一級河川）参照 ※ 7－1 3 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設参照																								

宇陀市地域防災計画修正案新旧対照表 【本 編】（令和 7 年 2 月 25 日防災会議）

改定前	頁	改定後
第 3 章 災害応急対策計画 第 9 節 受援体制整備計画 第 1 ～ 第 3 （略） 第 4 緊急消防援助隊の応援要請計画 被害の状況及び消防力の状況を考慮して、消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援要請に係る計画を定める。 1 応援要請 （1）知事への応援要請 市長は、被害の状況、地元の消防力及び県内応援消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。なお、知事と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に対して要請を行う。 （2）消防庁長官への応援要請 市長からの緊急消防援助隊の出動要請を受け、知事は、災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。 なお、知事は、災害の規模等に照らし緊急を要する場合は、市長の要請を待たずに消防庁長官に対して要請を行う。 （3）市長等への連絡 知事は、消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消防庁長官から応援決定の連絡を受けた時は、その旨を代表消	158	第 3 章 災害応急対策計画 第 9 節 受援体制整備計画 第 1 ～ 第 3 （略） 第 4 緊急消防援助隊の応援要請計画 <u>1 緊急消防援助隊の応援要請</u> <u>知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力では十分な対応が困難と判断した場合は、直ちに消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援要請を行う。</u> <u>（1）応援要請</u> <u>ア 知事への応援要請</u> 市長は、被害の状況、地元の消防力及び県内応援消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、<u>奈良県広域消防組合と協議し、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の応援が必要である連絡を行う。この場合において、</u>知事と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に対して要請を行う。 <u>イ 消防庁長官への応援要請</u> 知事は、<u>被災地の市長から緊急消防援助隊の応援が必要であるとの連絡を受け、</u>災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。<u>また、知事は市長からの応援要請の連絡がなくても、県内で広域な災害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合、消防庁長官に対して応援要請を行う。なお、この判断に当たって、必要に応じて代表消防機関（奈良県広域消防組合）の意見を聞くものとする。</u> <u>ウ 被災地の市長等への連絡</u> 知事は、消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消

宇陀市地域防災計画修正案新旧対照表 【本 編】（令和 7 年 2 月 25 日防災会議）

改定前	頁	改定後
防機関及び市長に連絡する。 2 緊急消防援助隊調整本部の設置 緊急消防援助隊の応援決定がされたときは、緊急消防援助隊が迅速かつ的確な活動ができるよう<u>緊急消防援助隊調整本部</u>を設置する。 ア 被災地が一の市町村の場合は当該市町村に設置 イ 被災地が複数の市町村である場合は県に設置		防庁長官から応援決定の連絡を受けた時は、その旨を代表消防機関（<u>奈良県広域消防組合</u>）及び市長に連絡する。 （2） 消防応援活動調整本部の設置 <u>知事は、緊急消防援助隊の応援決定がされたときは、緊急消防援助隊が迅速かつ的確な活動ができるように<u>県庁内に消防応援活動</u>調整本部を設置する。</u> （3） 応援出動都道府県大隊等 <u>奈良県への応援出動体制は次のとおり。</u> ア <u>第一出動体制（第一次出動都道府県大隊）</u> <u>三重・京都・大阪・和歌山</u> イ <u>第二次出動体制（出動準備都道府県大隊）</u> <u>富山・石川・福井・岐阜・静岡・岐阜県・滋賀・兵庫・鳥取・岡山・徳島・香川</u> ウ <u>航空小隊の第一次出動体制（第一次出動航空小隊）</u> <u>京都市・滋賀県・和歌山県・愛知県・名古屋市・三重県・大阪市・兵庫県・神戸市・徳島県</u> エ <u>航空小隊の第二次出動体制（出動準備航空小隊）</u> <u>東京消防庁・富山県・石川県・福井県・静岡県・静岡市・浜松市・鳥取県・岡山県・岡山市・香川県・高知県</u> （4） 受入体制の整備 <u>応援要請を行う際には、次による受入体制を奈良県広域消防組合と協力し整備する。</u> ア <u>応援部隊の集結場所の確保及び誘導員</u> イ <u>必要資機材等の手配</u> ウ <u>燃料、食料の手配</u> エ <u>応援部隊の宿営場所の確保</u> オ <u>ヘリポートの確保</u> 2 広域航空消防の応援要請

宇陀市地域防災計画修正案新旧対照表 【本 編】（令和 7 年 2 月 25 日防災会議）

改定前	頁	改定後
		<u>大規模特殊災害時に広域航空消防による応援を求める計画は次による。</u> <u>（１） 対象となる災害</u> <u>広域航空消防の応援の対象とする大規模特殊災害は、次に掲げる災害でヘリコプターを使用することが防災上きわめて有効と考えられるものとする。</u> <u>ア 大規模な地震、風水害等の自然災害</u> <u>イ 山林等、陸上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等</u> <u>ウ 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が著しく困難なもの</u> <u>エ 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故</u> <u>オ その他前期各号に掲げる災害に準ずる災害等</u> <u>（２） 広域航空応援の要請先の決定</u> <u>奈良県広域消防組合は、広域航空消防応援が必要となったときは、奈良県防災航空隊と協議し応援側都道府県又は応援側市町村（以下「応援側都道府県等」という）を決定するものとする。</u> <u>（３） 広域航空消防の要請手続き</u> <u>奈良県広域消防組合は広域航空消防応援の応援側都道府県等を決定したときは、直ちに市町村長に報告の上、その指示に従って知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合において、同時に応援側知事又は応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。</u> <u>ア 応援側市町村</u> <u>イ 要請者・要請日時</u> <u>ウ 災害の発生日時・場所・概要</u>

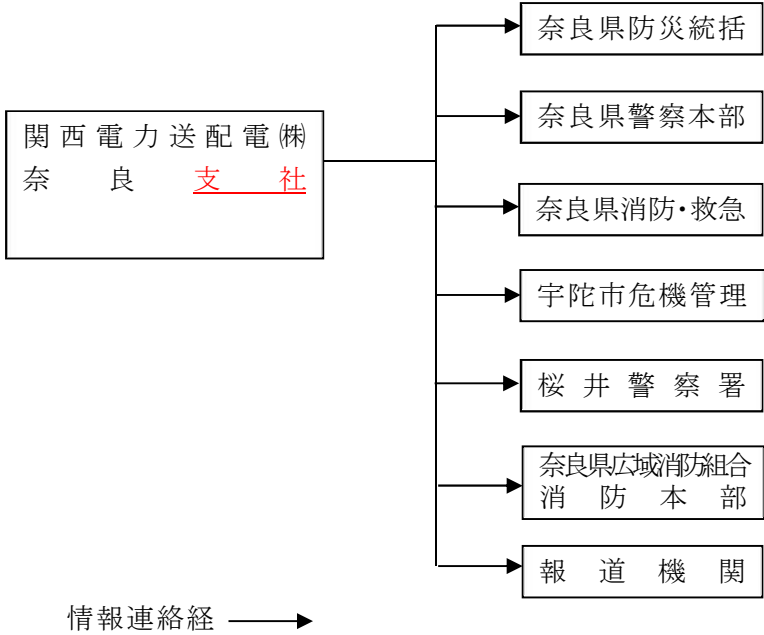
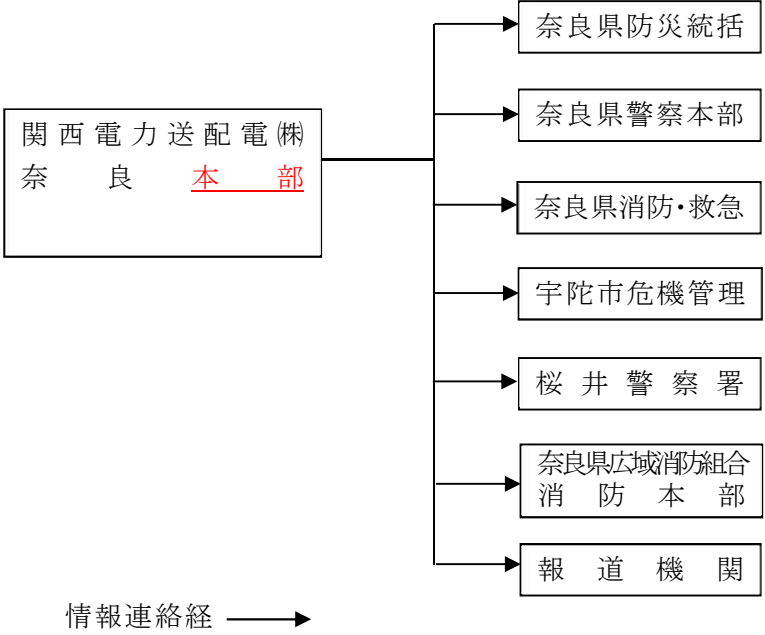
宇陀市地域防災計画修正案新旧対照表 【本 編】（令和 7 年 2 月 25 日防災会議）

改定前	頁	改定後								
		エ 必要な応援の概要 図 応援要請の要求フロー <pre>graph TD FireChief[消防庁長官] NaraPrefRep[N奈良県 代表消防機関] NaraPrefFire[N奈良県内 各消防本部] DisasterMunicipalities[被災地市町村長 (市長村長に委任を受けた消防長)] PrefFireRep[都道府県 代表消防機関] Emergency[N緊急消防援助隊の属 する都道府県知事] NaraPref知事[N奈良県知事] FireChief -- "⑤応援決定連絡" --> NaraPref知事 NaraPref知事 -- "②応援要請" --> FireChief NaraPref知事 -- "⑥応援決定連絡" --> DisasterMunicipalities DisasterMunicipalities -- "①応援要請" --> NaraPref知事 DisasterMunicipalities -- "出動" --> NaraPrefRep DisasterMunicipalities -- "出動" --> PrefFireRep PrefFireRep -- "④出動の求め 又は指示" --> Emergency Emergency -- "③-1 出動の求め 又は指示" --> FireChief Emergency -- "出動要請" --> FireChief FireChief -- "③-2 出動の求め 又は指示" --> PrefFireRep PrefFireRep -- "出動要請" --> DisasterMunicipalities</pre> ※奈良県消防広域相互 応援協定に基づく出動 【消防組織法根拠法例】 <table><tr><td>①②・……44条第1項</td><td>③-2求め…44条第4項</td></tr><tr><td>③-1求め…44条第1、2項</td><td>指示…44条第5項</td></tr><tr><td>指示…44条第5項</td><td>④ 求め…44条第3項</td></tr><tr><td></td><td>指示…44条第6項</td></tr></table>	①②・……44条第1項	③-2求め…44条第4項	③-1求め…44条第1、2項	指示…44条第5項	指示…44条第5項	④ 求め…44条第3項		指示…44条第6項
①②・……44条第1項	③-2求め…44条第4項									
③-1求め…44条第1、2項	指示…44条第5項									
指示…44条第5項	④ 求め…44条第3項									
	指示…44条第6項									

宇陀市地域防災計画修正案新旧対照表 【本 編】（令和 7 年 2 月 25 日防災会議）

改定前	頁	改定後
第 3 章 災害応急対策計画 第 2 6 節 文化財災害応急対策計画 本文 （略） 第 1 ～第 2 （略） 第 3 復旧対策 市教育委員会は、別表「文化財災害応急措置」により、市指定文化財については、被害状況を踏まえ文化財所有者等とともに復旧計画を策定する。県及び国指定文化財については、知事及び文化庁の指導を受ける。 ※資料編 9－<u>4</u> 別表「文化財災害応急措置」参照	218	第 3 章 災害応急対策計画 第 2 6 節 文化財災害応急対策計画 本文 （略） 第 1 ～第 2 （略） 第 3 復旧対策 市教育委員会は、別表「文化財災害応急措置」により、市指定文化財については、被害状況を踏まえ文化財所有者等とともに復旧計画を策定する。県及び国指定文化財については、知事及び文化庁の指導を受ける。 ※資料編 9－<u>2</u> 別表「文化財災害応急措置」参照
第 3 章 災害応急対策計画 第 3 0 節 ライフライン施設の応急復旧計画 第 1 ～ 第 2 （略） 第 3 電力施設の応急対策（関西電力送配電株式会社） 関西電力送配電株式会社は、災害によって、電力施設に被害のあった場合は、被害の拡大や二次災害の発生を防止するため災害応急体制を組織するとともに、市及び防災関係機関との連携協力のもとに応急対策を実施するものとする。 1 通報・連絡 （1）通報・連絡の経路 通報・連絡は以下のとおりとする。 図 被害情報・復旧情報の県及び市等への連絡経路	226	第 3 章 災害応急対策計画 第 3 0 節 ライフライン施設の応急復旧計画 第 1 ～ 第 2 （略） 第 3 電力施設の応急対策（関西電力送配電株式会社） 関西電力送配電株式会社は、災害によって、電力施設に被害のあった場合は、被害の拡大や二次災害の発生を防止するため災害応急体制を組織するとともに、市及び防災関係機関との連携協力のもとに応急対策を実施するものとする。 1 通報・連絡 （1）通報・連絡の経路 通報・連絡は以下のとおりとする。 図 被害情報・復旧情報の県及び市等への連絡経路

宇陀市地域防災計画修正案新旧対照表 【本 編】（令和 7 年 2 月 25 日防災会議）

改定前	頁	改定後
 関西電力送配電(株) 奈 良 <u>支 社</u> 奈良県防災統括 奈良県警察本部 奈良県消防・救急 宇陀市危機管理 桜井警察署 奈良県広域消防組合 消 防 本 部 報 道 機 関 情報連絡経 →		 関西電力送配電(株) 奈 良 <u>本 部</u> 奈良県防災統括 奈良県警察本部 奈良県消防・救急 宇陀市危機管理 桜井警察署 奈良県広域消防組合 消 防 本 部 報 道 機 関 情報連絡経 →
第 4 電信電話施設 1 西日本電信電話株式会社 災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しい輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。 (1) 発生直後の対応 ア 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置 災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害	229	第 4 電信電話施設 1 西日本電信電話株式会社 災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しい輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。 (1) 発生直後の対応 ア 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置 災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害

宇陀市地域防災計画修正案新旧対照表 【本 編】（令和 7 年 2 月 25 日防災会議）

改定前	頁	改定後
応急復旧等を効果的に講じられるよう、市と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。 イ 災害対策情報の連絡体制 災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、市へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。		応急復旧等を効果的に講じられるよう、市と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。 イ 災害対策情報の連絡体制 災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、市へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。